令和７年度実績報告書等の提出方法

【共通】

捕獲した月の翌月の１日～７日(休日の場合は翌開庁日)に提出。随時受付ではありません。尾などの切断時は根元から切断すること。

【イノシシの場合】

①尾　②実績報告書　③写真

※写真は、「有害鳥獣捕獲従事者証明書」を一緒に写した尾の切断前及び切断後を１枚のA4紙にのりで貼り付け、または１枚のA4紙に両方を印刷し、１部提出

※捕獲個体に「従事者番号」「捕獲月日」のペインティングが必要

※ジビエ用として獣肉処理加工施設へ搬入する場合は、尾の切断及び個体へのペインティングは不要

Ａ４用紙

尾切断前

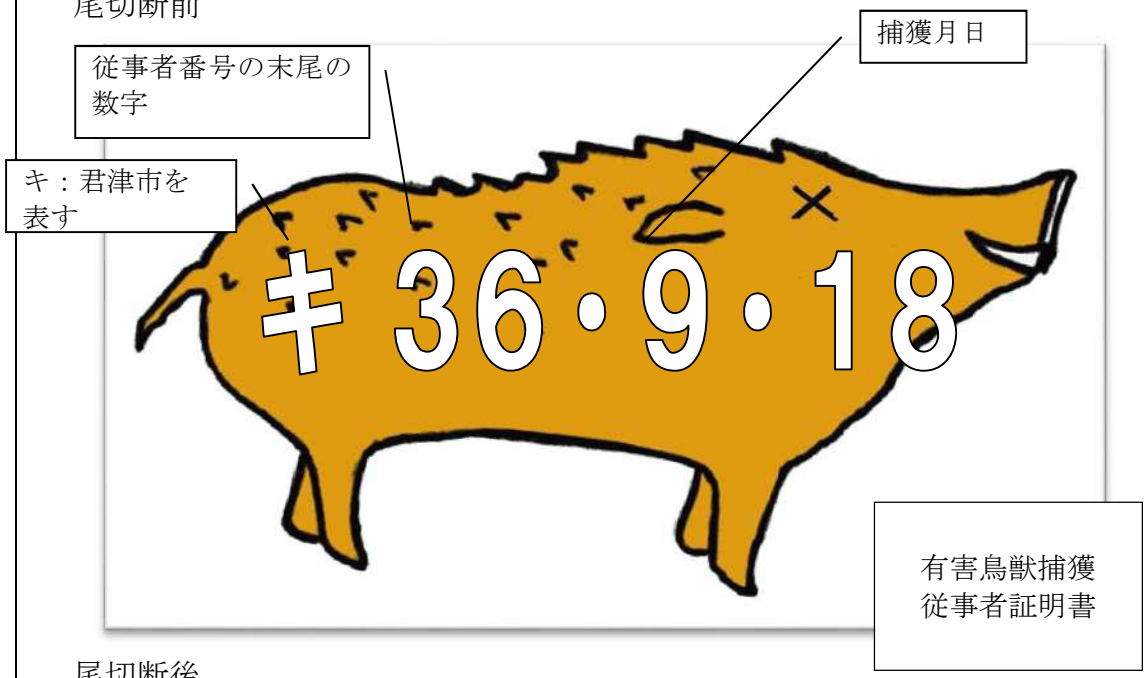

尾切断後

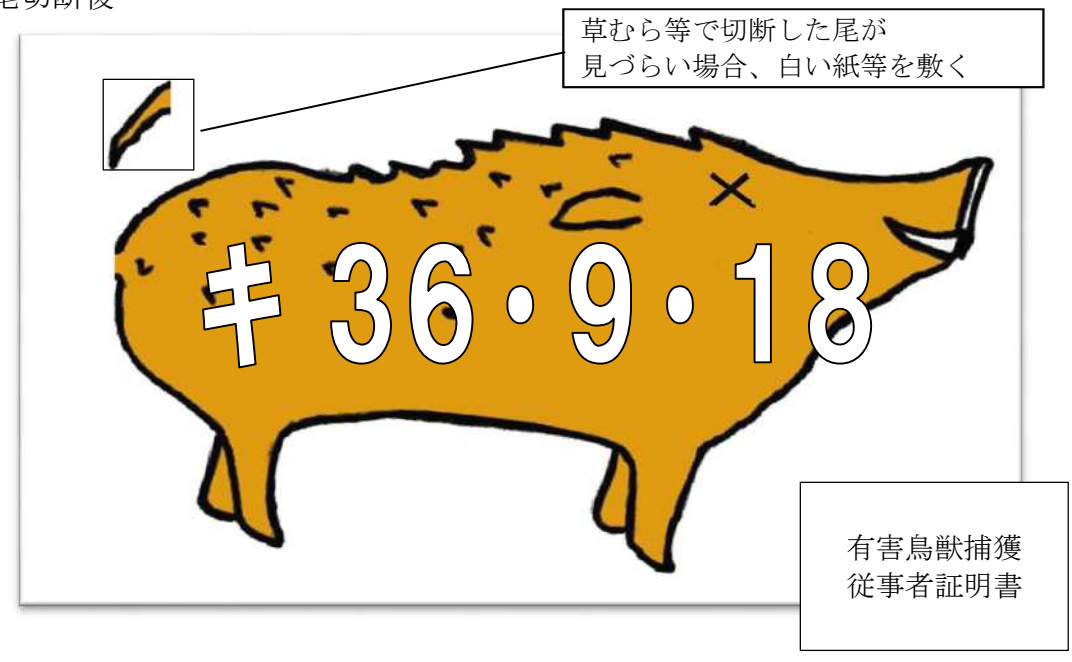

鼻先やつま先など、必ず全体が写るように撮影してください。

【シカの場合】

①尾　②実績報告書　③写真

※写真は、「有害鳥獣捕獲従事者証明書」を一緒に写した切断前及び切断後を１枚のA4紙にのりで貼り付け、または１枚のA4紙に両方を印刷し、１部提出

※後足長が分かるようスケールを写し込ませること。シカの後足長部分の写真を追加した場合は３枚１組が必要。

※捕獲個体に「従事者番号」「捕獲月日」のペインティングが必要

※ジビエ用として獣肉処理加工施設へ搬入する場合は、尾の切断及び個体へのペインティングは不要

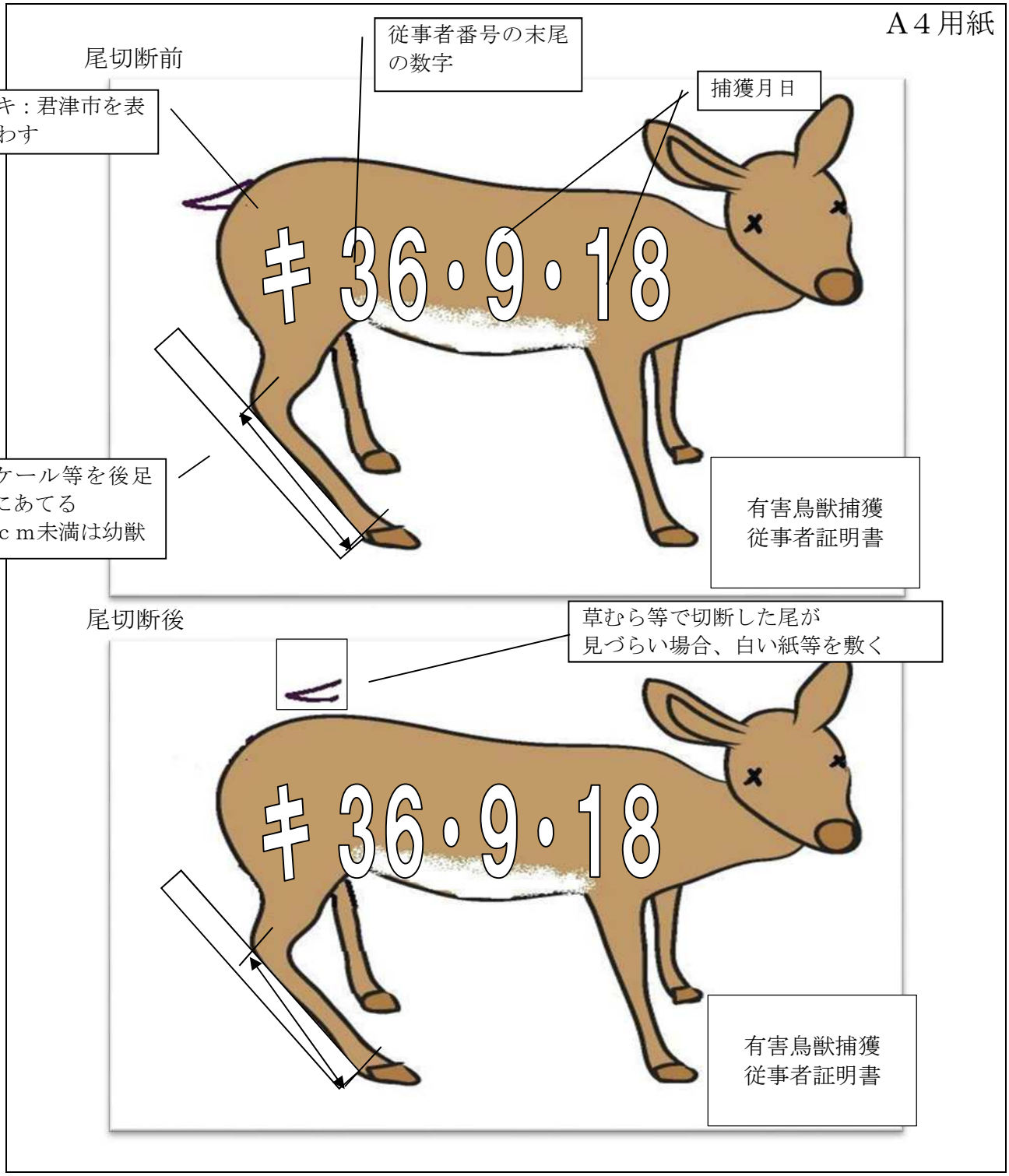

鼻先やつま先など、必ず全体が写るように撮影してください。

【サル、ハクビシン、アライグマ、キョンの場合】

①尾　②実績報告書　③写真

※写真は、「有害鳥獣捕獲従事者証明書」を一緒に写した尾の切断前及び切断後を１枚のA4紙にのりで貼り付け、または１枚のA4紙に両方を印刷し、１部提出

※捕獲個体に「従事者番号」「捕獲月日」のペインティングが必要

※キョンについてはジビエ用として獣肉処理加工施設へ搬入する場合も、尾の切断及び個体へのペインティングが必要

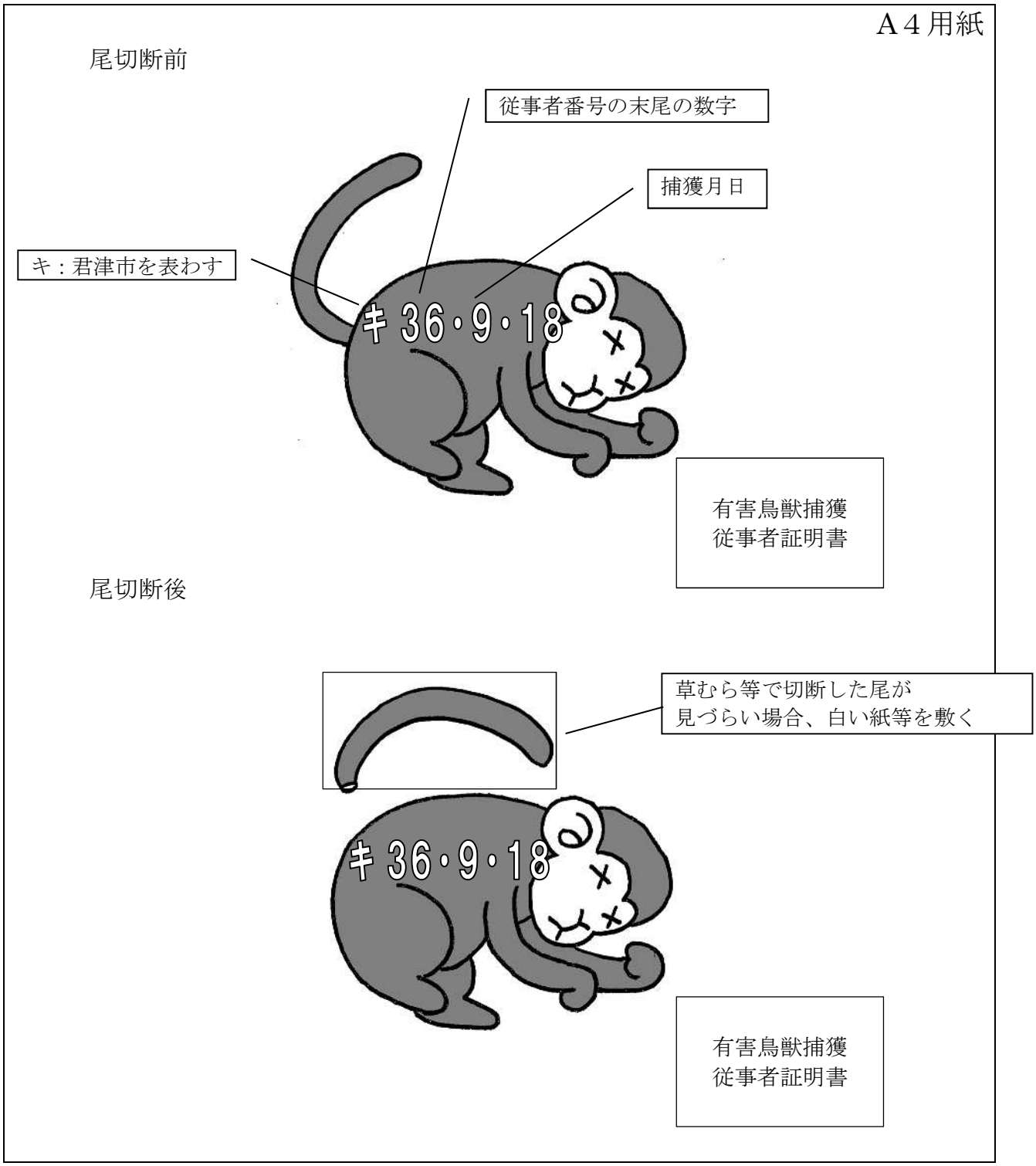

【タヌキの場合】

①尾　②実績報告書

※写真は不要

【カラスの場合】※許可者のみ

①両足　②実績報告書　③写真

※写真は、「有害鳥獣捕獲従事者証明書」を一緒に写した両足の切断前及び切断後を１枚の A4 紙にのりで貼り付け、または１枚の A4 紙に両方を印刷し、１部提出

※捕獲個体に「キ」のペインティング、ホワイトボード等に「従事者番号」「捕獲月日」の記載が必要

両足切断前

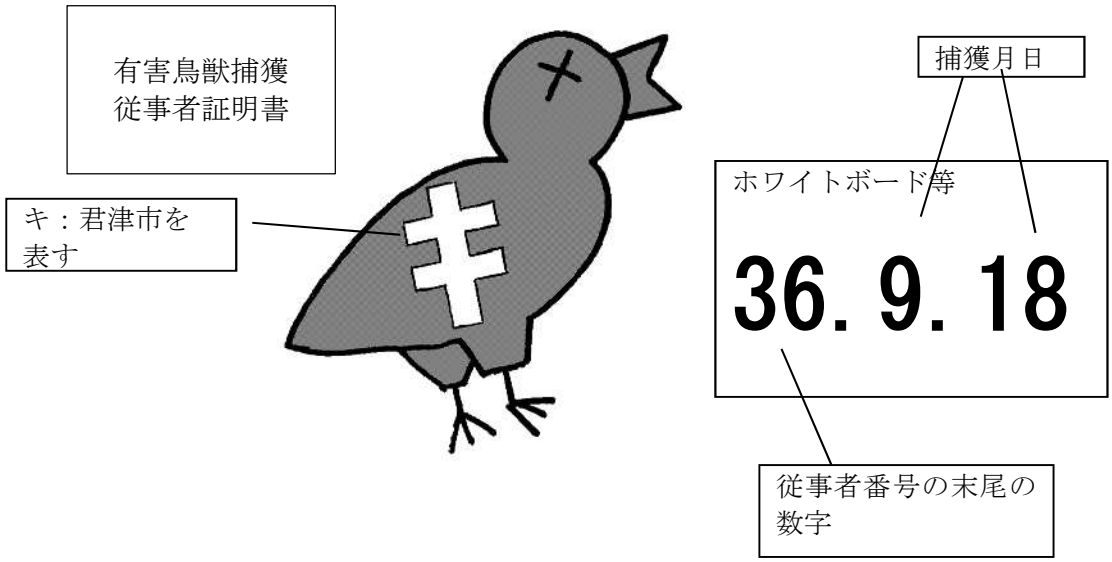

両足切断後

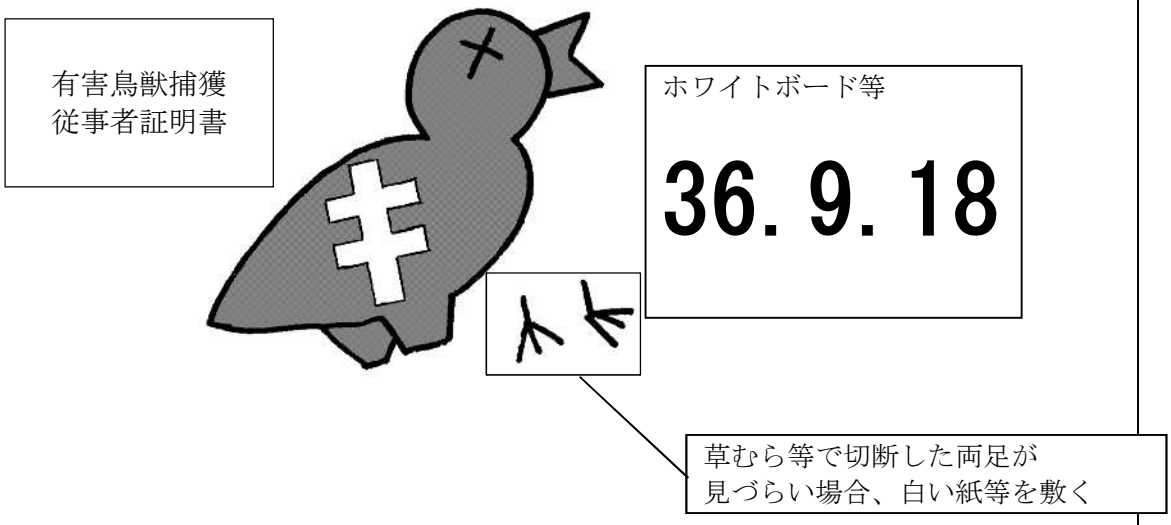

くちばしや尾先など、必ず全体が写るように撮影してください

捕獲個体に「キ」等のペイントをし、ホワイトボード等に残りを書いて、写真に写り込ませてください。ホワイトボード等で捕獲個体を隠さないように配置してください。

ホワイトボード等だけで済ますのではなく、必ず捕獲個体にペイントをしてください。

※カラスの捕獲許可は猟友会員及び個別に相談のあったなくす会員を対象としています。

【捕獲動物が小さく、ペイントが入りきらない場合】

①やや小さめ（「キ」と従事者番号はペイントできるが、日付は入らない）

②更に小さめ（「キ」はペイントできるが、従事者番号と日付は入らない）

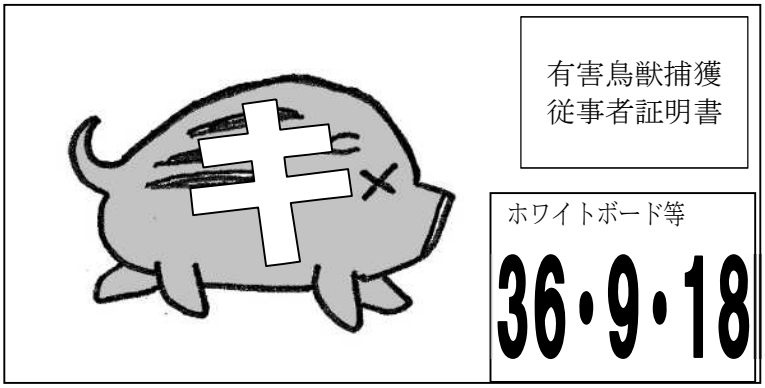

③非常に小さめ（「キ」の文字すら入らない）

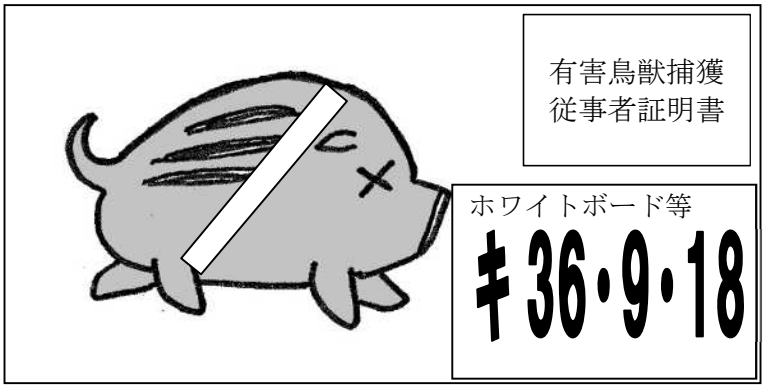

捕獲個体に書き込める範囲のペイントをし、ホワイトボード等に残りを書いて、写真に写り込ませてください。ホワイトボード等で捕獲個体を隠さないように配置してください。

「キ」の字がペイントできないほど小さい個体の場合、１本線をペイントしてください。

ホワイトボード等だけで済ますのではなく、必ず捕獲個体にペイントをしてください。

捕獲個体に「キ」の字と従事者番号まで書き込め、日付のみ書き込めない場合、日付はカメラの日付表示機能によるものでも可能ですが、カメラの日付表示の設定を間違えて表示すると補助対象外となりますので、カメラの日付表示機能は使用せず、ホワイトボード等の使用を推奨します。

複数頭の捕獲があり、それらを１枚の写真に収める場合についても必ず１頭ずつペイントをしてください。

写真の例

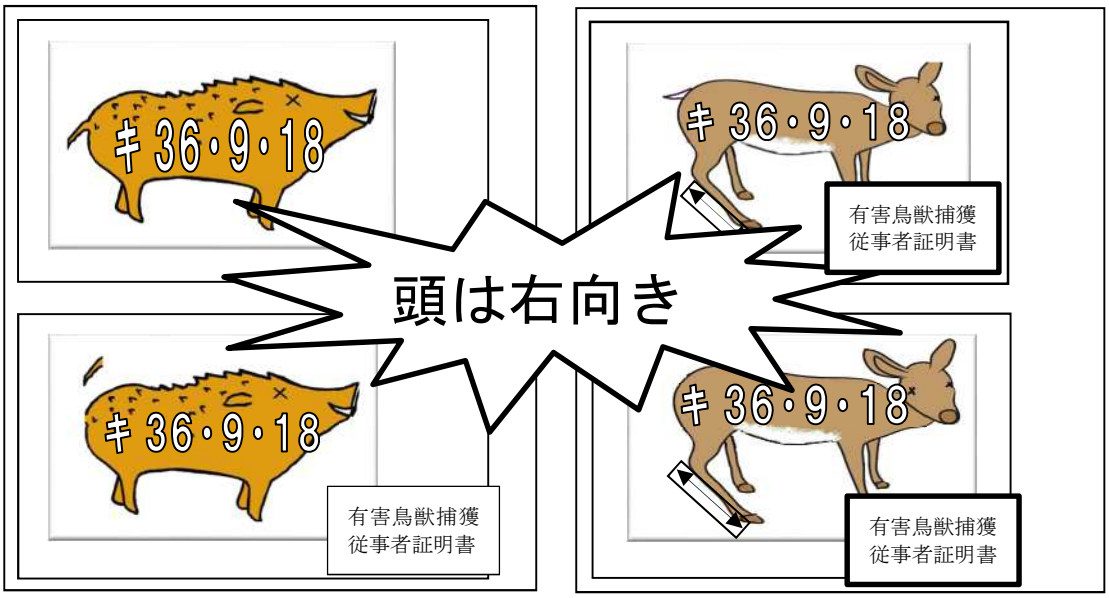

A4 紙にのりで貼り付け
※カラー印刷したものでも可

A4 紙にのりで貼り付け
※カラー印刷したものでも可

カメラの機能等により撮影日時を写真に印字できるものもありますが、カメラ本体の日時設定を間違えている、ずれている等で報告書やペイントと表示日時が異なると、報償対象とできくなる可能性があります。撮影日時の印字機能は一律使用しないことを推奨します。

その他

○　従事者番号とは

→有害鳥獣捕獲従事者証の左上に記載してある文書番号の末番号

（例）従事者番号 31 番の場合

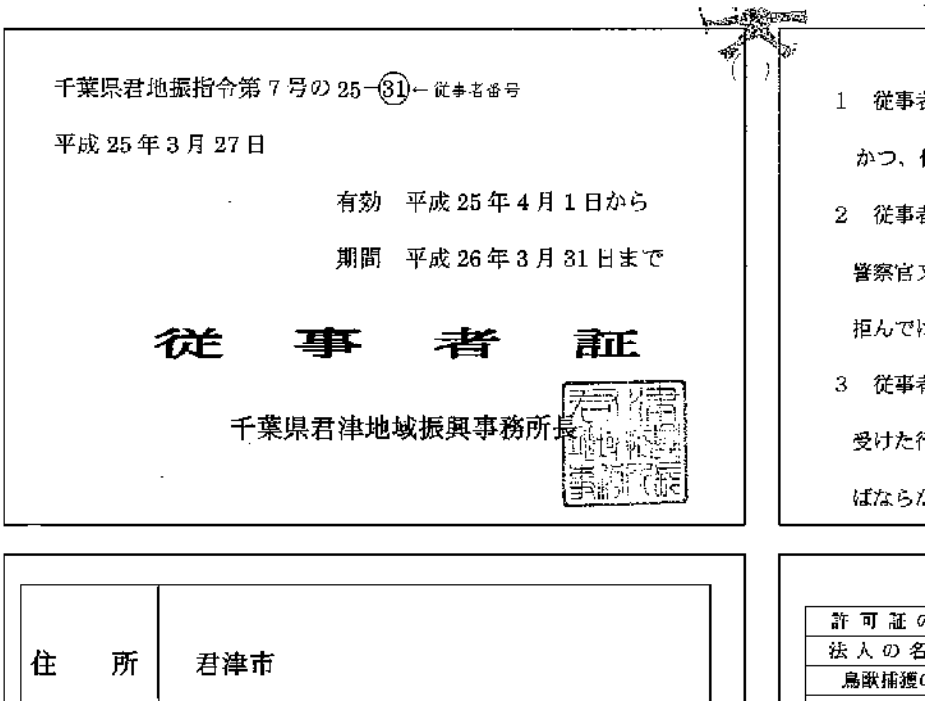
千葉県君地振指令第７号の 25－㉛←従事者番号

平成 25 年３月 27 日

有効　平成 25 年４月１日から

期間　平成 26 年３月 31 日まで

従　事　者　証

千葉県君津地域振興事務所長

住　所　君津市

○　捕獲写真は、捕獲従事者証明書ではなく捕獲従事者本人と共に撮影したものでも可

よくある質問

Q：捕獲した個体の獣種がわからないが、報償対象獣種かどうか調べられるか？（体毛が抜けている、尾などの特徴的な部分が欠損している、泥まみれになっている等で判別できない等）
A：捕獲個体の全体像、顔部分、尾部分、足先部分を撮影し、市に問い合わせください。市職員のみでわからない場合は市から県に写真を送り調べます。

Q：捕獲した個体が水に濡れている、泥まみれになっている等でペイントができないがどうすればいいか？
A：個体の一部分だけでも泥を水で流す、水を拭き取る等で、点ひとつでもいいので捕獲個体に何らかのペイントをしてください。その上で、【捕獲動物が小さく、ペイントが入りきらない場合】と同様にホワイトボード等に「キ」「従事者番号」「日付」を記入し、写真に写り込ませてください。

Q：捕獲した個体の尾が欠損しているが、尾の代わりに提出するものは？
A：尾の欠損がわかるように写真を撮影の上、両耳を切り取って尾の代わりに提出ください。耳も欠損している場合は、埋設処分前に写真を撮影の上で市に相談ください。
（※カラスは片足でも欠損している場合、クチバシを提出）

Q：捕獲個体の尾切断後や埋設処分後に捕獲月日を間違ってペイントしたことが判明したが、報奨金の対象とできるか？
A：印刷した写真の余白部に「ペイント間違い 捕獲日○月○日」と記入ください。

Q：捕獲個体の埋設処分後に写真に不備があったことが判明した（ピンボケしていた、捕獲個体や従事者証の一部が写真から見切れていた等）が、報奨金の対象とできるか？
A：写真データが入ったデジカメ、スマホ等を持参の上、市に相談ください。国及び県の補助金を受けるため、ひとつの捕獲個体を複数件の報告に使い回せないように何重にも要件をかけているものですので、ケースに応じ県と相談して判断します。ただし、切断前後の尾の部分が写真から見切れていて本当に写真の捕獲個体の尾を切ったものか国や県に証明できない等、どうしても対象外となってしまうものもあります。

Q：写真の印刷を写真屋に頼む場合、気を付けることは？
A：明るさや色合いを調整する際の優先順位として、第１に従事者証が判読できるように、第２に捕獲個体のペイントが判読できるように、第３に切断前後の尾が見えるように印刷をお願いしてください。

Q：尾を根元から切ると嵩張るので、先端部だけ切っても良いか？（アライグマ等）
A：根元から切ってください。国及び県の補助金を受けるため、１頭の捕獲個体を複数件の報告に使い回せないように何重にも要件をかけており、捕獲個体１頭の尾を複数件の報告に使っていないことを国や県に証明するため、根元からの切断が必要です。

Q：シカを捕獲したが、後ろ足の長さを測るスケールを置き忘れた。報償対象とできるか？
A：スケールがない場合、大きさにかかわらず幼獣扱いとなりますが、報償対象にはできます。

Q：写真撮影時に光の反射で従事者証の文字が読めなくなってしまう。
A：立ち位置を１，２歩横に動き撮影してみるか、従事者証の下に何かを置いて従事者証の角度を変えてみてください。

Q：非常に大きい個体を捕獲したため、捕獲個体の全体を写真に収めようとすると従事者証が遠くなり文字が読めなくなってしまう。
A：従事者証の名前、許可期間、協議会長印が判別できれば問題ありませんが、それも判別できなくなりそうな場合は写真内にご自身の顔を写し込んでください。従事者証を捕獲個体上に置いてカメラに近づける撮影方法は、捕獲個体の一部を隠してしまうことにより他の不備が生じやすくなりますので避けてください。

Q：ひとつの箱わなに複数のうりぼうがかかった等、同時に多頭を捕獲した。複数の捕獲個体を１枚の写真に収め報告して良いか？
A：複数の捕獲個体を１枚の写真に収めたものでも報告可能ですが、複数個体を収めるために従事者証が遠くなり判読できなくなる、捕獲個体同士が重なり全体が写り込んでいない個体が生じる等、複数個体を収めることにより他の不備が生じやすくなります。可能な限り１頭ずつ、捕獲個体の大きさにもよりますが多くて２，３頭までの撮影をお勧めします。

Q：うり坊等、小さい個体多頭を同時に捕獲した。複数の捕獲個体を１枚の写真に収め報告する際、それぞれの個体に分割してペイントして良いか？（例：１頭目に「キ」、２頭目に「従事者番号」、３頭目に捕獲月、４頭目に捕獲日をそれぞれペイントし、並べて撮影）
A：令和６年度に実例があり県を通じ国に問合せたところ、対象とできないと回答を得ています。【捕獲動物が小さく、ペイントが入りきらない場合】と同様に、それぞれの捕獲個体に「キ」から始まる情報を可能な限りペイント、残りの情報をホワイトボード等に記入し、写真に写り込ませてください。また、可能な限り１頭ずつ撮影ください。

Q：親イノシシとうり坊等、大きい個体と小さい個体を同時に捕獲した。大きい個体に従事者番号や捕獲年月日をペイントし、大きな個体をホワイトボード代わりに小さな個体に「キ」もしくは何らかの印をペイントし撮影することは可能か？
A：令和６年度に実例があり県を通じ国に問合せたところ、「想定しておらず対象外だと周知していなかったので今回は対象とするが、疑義が生じる時点で報告写真としては好ましくない。次回以降はサンプル通りの撮影を心掛けられたい」として回答を得ています。可能な限り１頭ずつ撮影する等、サンプル通りに撮影ください。

Q：捕獲翌月の１日～７日に報告書を提出できなかったが、別の日に提出できるか？
A：更に翌月の１日～７日に報告書を提出ください。ただし、４月提出分（４月１日～７日提出）は遅れて受け付けることができないので、どうしても期間内の提出ができない場合は事前にご相談ください。

Q：報告書にある猟具を使わずに捕獲したが、捕獲方法はどう記入したらよいか？（車と衝突し負傷して身動きが取れない個体であった、侵入防止のために張った海苔網に絡まり身動きが取れない個体であった、幼獣のため手捕りした等）
A：捕獲方法「その他」にチェックし、備考欄に捕獲経緯を記入ください。